［63・64　略］	
65	削除
［66～71　略］	
［２～４　略］	
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

		分14秒の地点と北緯37度58分32秒東経138度21分17秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［63・64　同左］		
65	(1)　長野県南佐久郡小海町大字豊里字中原5919番地４　(1264.40) (2)　長野県南佐久郡南牧村大字海ノ口字笹目木596番地３　(1283.80)	北緯36度03分58秒東経138度26分51秒の地点と北緯36度02分28秒東経138度28分49秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯36度02分26秒東経138度28分51秒の地点と北緯36度02分13秒東経138度29分08秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［66～71　同左］		
［２～４　同左］		

九　平成二十年総務省告示第三百九十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		
1　電気通信業務用伝搬障害防止区域		
区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1～69　略］		
70	削除	
［71～95　略］		
［２～４　略］		
備考　表中の［　］の記載は注記である。		

改正前		
1　［同左］		
区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1～69　同左］		
70	(1)　神奈川県横浜市都筑区中川１－２－３　(117.30) (2)　神奈川県川崎市高津区下作延918　(74.20)	北緯35度33分42秒東経139度34分13秒の地点と北緯35度34分41秒東経139度35分06秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度34分49秒東経139度35分12秒の地点と北緯35度35分06秒東経139度35分28秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度35分13秒東経139度35分34秒の地点と北緯35度35分20秒東経139度35分40秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［71～95　同左］		
［２～４　同左］		
備考　表中の［　］の記載は注記である。		